

人権擁護委員に青木美明さん・浅野さち子さん

青木美明さん・浅野さち子さんが1月1日付で、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。両氏は、平成15年10月に委嘱を受けてから今期で3期目となります。

人権擁護委員制度は、「日頃地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考え方から設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

人権擁護委員は、村長が推薦し、議会の意見を聞き、法務大臣が委嘱するもので、基本的人権が侵されることのないよう自由人権思想の普及に努めています。

なお、人権擁護委員の相談会を行政相談とあわせて「総合相談会」として、年4回「いきいきふれあいセンター」で開催しております。日時等は事前に告知放送・文字放送でお知らせしておりますので、相談を希望される方はお気軽にいでください。

青木美明 委員

住所

長尾1617番地

電話

279-2838



浅野さち子 委員

住所

影石1331番地1

電話

279-2523



人権週間にちなんだ行事が開催されました

第61回人権週間 みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～



去る12月4日～10日までの人権週間にあわせ、12月4日に人権擁護委員の青木・浅野両委員さんが、幼稚園・小学校・中学校を訪問し、啓発物品の配布を行いました。また、幼稚園児の前では人権に係る講話と手品を披露するなどして園児たちに喜ばれていました。

人権週間は、国際連合が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、法務省と全国人権擁護委員連合会はそれを受け、関係機関の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」としています。週間中は、日本全国で人権尊重思想の普及高揚に努めるため、各種の啓発行事が実施されています。

